会計基準アップデート

2025年3月7日

企業会計基準委員会（ASBJ）

本資料中の意見にかかる部分は、発表者の個人的見解であり、企業会計基準委員会の公式見解ではありません
本資料の無断転載は禁止されています

おことわり

- 本資料の無断転載は禁止されています
- 本資料は2025年3月4日時点の状況に基づいて作成しています

  （会計基準等が最終化される前のプロジェクトに係る記載内容については、審議の状況により、変更になる場合があります）
- 本資料は、概略をご理解いただくために説明を簡略化しています
- 本資料は、2025年3月4日に、以下のプロジェクトに関して会計基準等の公表議決を行ったことに伴い、一部のページを差し替えています（差替ページには、右上に「差替後」と記載しています）
  - 上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
  - 2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2　会計基準の開発動向①

- 金融資産の減損
- 上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

金融資産の減損

目次

1. 開発の経緯
2. プロジェクトの進め方
3. 予想信用損失モデル
4. 将来予測情報
5. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
6. 債権単位でのSICR判定
7. 適用範囲
8. 簡素化された予想信用損失の算定方法
9. 一般事業会社における算定方法
10. 基準体系

【凡例】

IFRS第9号：IFRS第9号「金融商品」

IFRS第7号：IFRS第7号「金融商品：開示」

金融商品会計基準：企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」

金融商品実務指針：移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

時価開示適用指針：企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

収益認識会計基準：企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（1/2）

背景

- ASBJでは我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みを行ってきた（収益認識会計基準や時価算定会計基準など）

- 世界的な金融危機に関し、当時の発生損失モデルでは損失の認識が”too little, too late”となっており、金融危機の問題を増幅しているとの批判に対応するため、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会は予想信用損失モデルへの転換を柱とする会計基準の改正を行った

- 先進国で予想信用損失モデルへ本格的に移行していないのは日本のみとなり、少なくとも大手金融機関が適用する会計基準に予想信用損失モデルを採用することが不可避となった

- ただし、国際的な会計基準と同等の予想信用損失モデルをすべての金融機関に適用するのは適切でないと考えられるため、国際的な会計基準と同等の会計基準だけでなく、実務負担に配慮した会計基準についても開発することとした

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯（2/2）

これまでの経緯

- 我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一環として、2018年8月に公表した意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえ、金融商品の会計基準について開発に着手するか否かの検討を行い、2019年10月に予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に着手することを決定し、2021年8月より審議を行っている
- 金融資産及び金融負債の分類及び測定については、金融資産の減損の検討と並行して、分類及び測定と減損の定めの関係の整理を行い、その後、開発に着手するか否かを決定することとしている

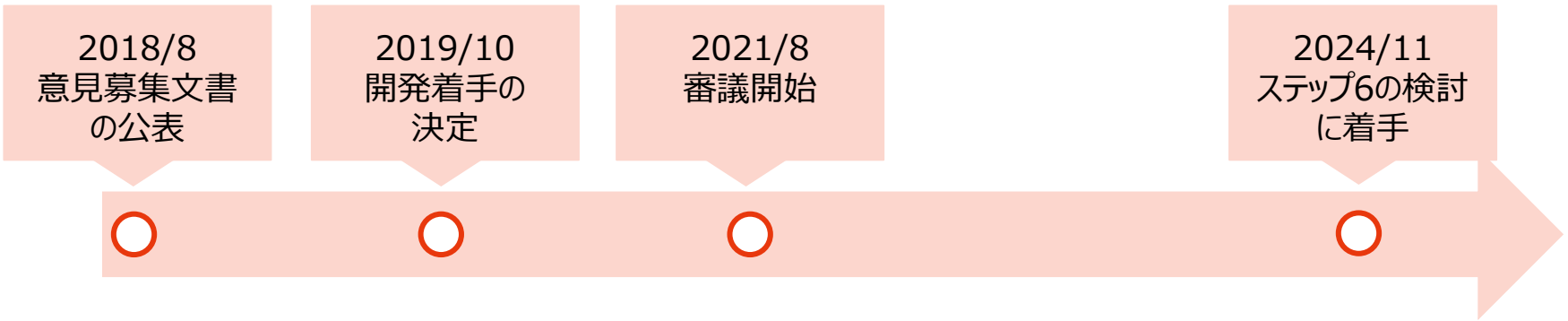

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. プロジェクトの進め方（1/2）

- 6つのステップに分けて開発を進めている

ステップ	検討事項
1	ECL（IFRS会計基準）とCECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
2	金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発 （国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す）
3	ステップ2を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討
4	金融機関に適用される会計基準の開発 （IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す）
5	一般事業会社に関する検討
6	公開草案の公表

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. プロジェクトの進め方（2/2）

ステップ2	国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す
ステップ4	IFRS第9号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準を目指す

- ステップ4の目的の“キーワード”
  - IFRS第9号を出発点
  - 実務負担に配慮
  - 適切な引当水準を確保
- ステップ2及びステップ3における論点を対象として特に実務上の負担が重いと考えられる論点について検討する
- 引当水準にどのような影響を与えるかを考慮し、実務負担に配慮した方法を検討する

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

3. 予想信用損失モデル

予想信用損失モデルの特徴

- 信用リスクの**変化**に応じて、債権等※を**3つのステージ**に分類
- ステージ分類に応じて信用損失を見積る

※：予想信用損失モデルの対象となる債権、ローン・コミットメント、金融保証契約を指す
（満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について予想信用損失モデルの対象とするかどうかは審議中）

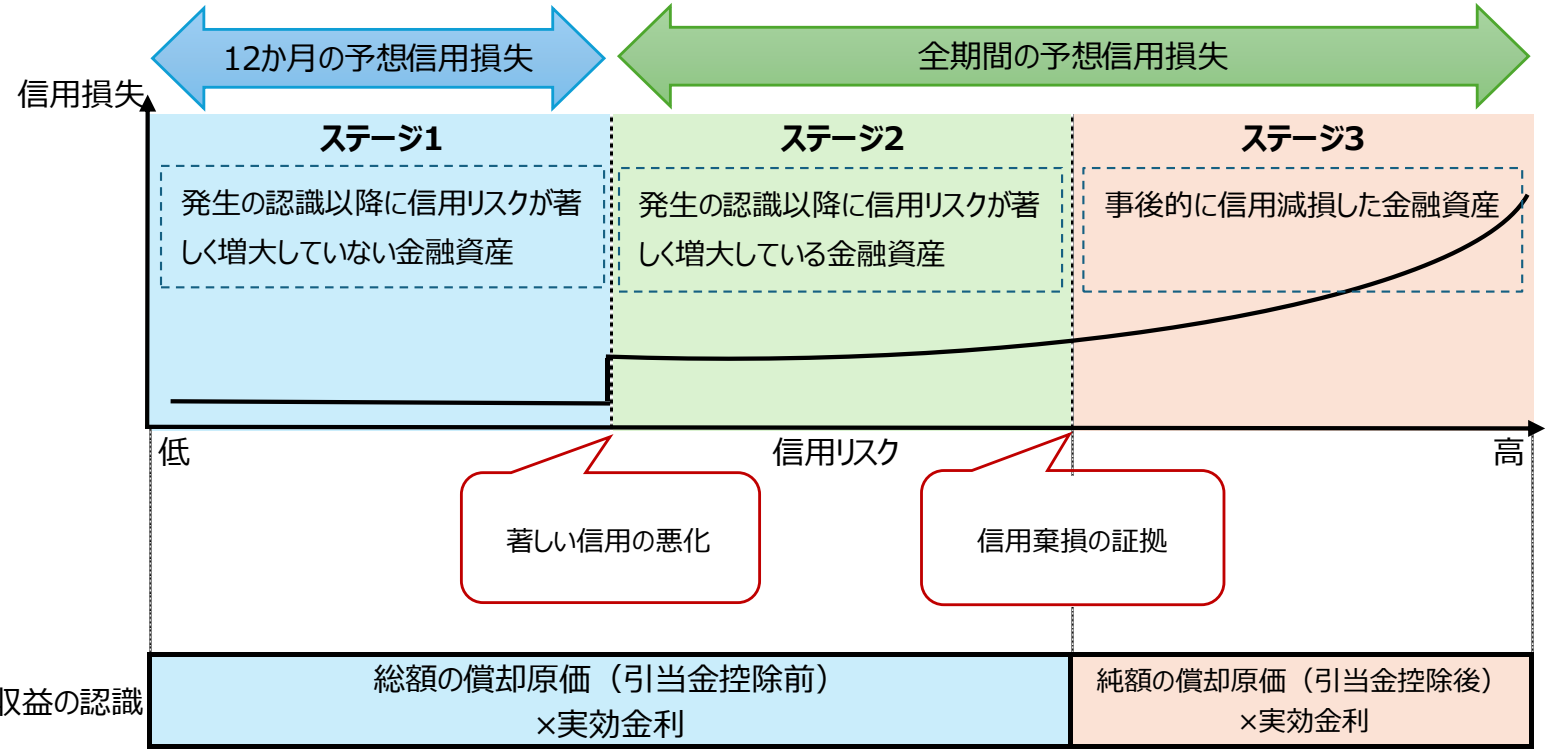

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

4. 将来予測情報

- 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測を反映する方法で信用損失を見積る必要がある
  - 信用リスクの著しい増大（SICR）の判定にあたって将来予測情報を考慮する

報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いる

- 具体的な指標例（海外事例等）
  - GDP
  - 失業率
  - 金利
  - 為替
  - 住宅価格指数 等

必ずしもマクロ経済指標を用いる必要はなく、特定の地域経済環境や事業において影響を及ぼす事象や固有の情報などが適切な将来予測情報となる可能性がある

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重

予想信用損失を見積るにあたり、最も可能性が高いシナリオ（最頻値）ではなく、**複数シナリオの確率加重（期待値）**を考慮する

すべての利用可能な証拠（将来予測情報を含む）を用いた予想信用損失の検討を盛り込み、複数のシナリオ及び生じる結果並びにそれらの発生の確率を考慮する

- 各シナリオの発生確率と予想信用損失が対称的ではない場合、最も可能性が高いシナリオの予想信用損失と各シナリオを確率加重平均した予想信用損失は異なる金額となる

＜具体例＞

シナリオ	将来の失業率	発生確率	予想信用損失
A	4%	20%	30
B	5%	50%	70
C	6%	30%	170

最も可能性が高い結果である5%の失業率(シナリオB)に基づく単一の中心の経済シナリオによると予想信用損失は70
一方、各シナリオを確率加重平均した場合は92
（＝30×20%＋70×50%+170×30%）

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

6. 債権単位でのSICR判定

- 相対的アプローチにより債権単位で**信用リスクが発生の認識以降著しく増大**しているかどうかを判定する
  - 相対的アプローチにより債権単位でSICRに該当する場合、全期間の予想信用損失で測定する
  - SICRに該当しない場合、12か月の予想信用損失で測定する

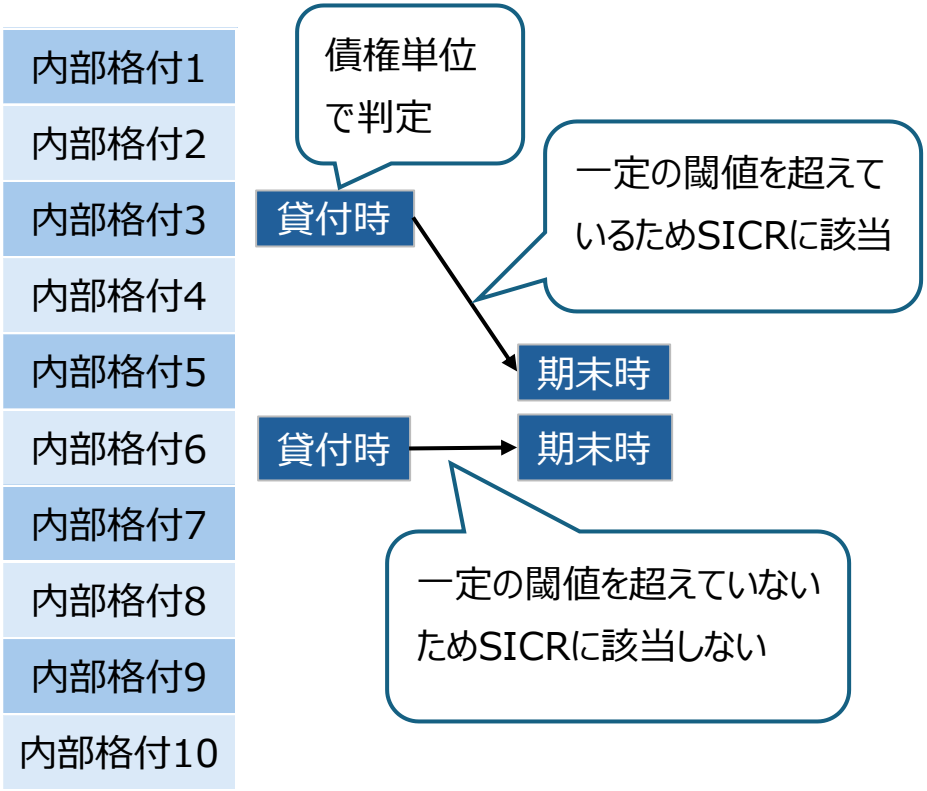

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

7. 適用範囲

- 適用範囲
  貸付金のほか以下の金融商品について、予想信用損失モデルの適用対象とする
  - 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券 **継続審議中**
  - ローン・コミットメント
  - 金融保証契約
- 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の検討状況
  以下のうち、案2又は案3とすることを提案している

	減損	分類及び測定
案1	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としない	分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定する
案2	満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券※を減損プロジェクトの対象とする	早期に分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始する
案3	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象とする	今後、分類及び測定の見直しに着手するか否かを決定する

※：私募債など、貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受けて保有する債券を想定している

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

8. 簡素化された予想信用損失の算定方法（1/2）

- ステップ2の原則的な算定方法に対し、ステップ4では、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化している
- 具体的には、実務上の負担が重いと考えられる次の論点等に関して、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めている
  - 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
  - 債権単位でのSICRの判定
  - 実効金利法に関連する論点
    ※金融商品の測定に関する論点については金融商品実務指針において別途定めを設ける
  - 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
- 「簡素化された予想信用損失の算定方法」は**会計方針の選択**として企業の判断により**個別に選択して適用できる**
- 企業が適用した「簡素化された予想信用損失の算定方法」について財務諸表利用者が理解できるように会計方針として注記する

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

8. 簡素化された予想信用損失の算定方法（2/2）

- 債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用してSICRを評価する方法を用いることができる
  - 企業の判断により正常先を「優良格付」「中間格付」「要判定格付」の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける

正常先	内部格付1	**優良格付**	SICRなしとみなす （12か月の予想信用損失）
	内部格付2		
	内部格付3		
	内部格付4	**中間格付**	
	内部格付5	**要判定格付** 債務者単位で反証可能	SICRありとみなすが 反証可能
その他要注意先	内部格付6	その他要注意先 債権等単位で反証可能	
要管理先	内部格付7	要管理先以下	SICRありとみなす （全期間の予想信用損失）
破綻懸念先	内部格付8		
実質破綻先	内部格付9		
破綻先	内部格付10		

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

9. 一般事業会社における算定方法

一般事業会社における予想信用損失の算定方法

- 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を**含まない**受取手形、売掛金等については、予想信用損失を**全期間**の予想信用損失に等しい金額として算定する
- 以下について、予想信用損失を**全期間**の予想信用損失に等しい金額として算定することをそれぞれ独立して**選択できる**

  (1) 収益認識基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を**含む**受取手形、売掛金等

  (2) リース債権（ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で選択することができる）

- 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る12か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、過去の信用損失の実績に基づき、一定の**期日経過日数**（例えば、期日未経過、1か月以内期日経過、1か月超3か月以内の期日経過、3か月超6か月以内の期日経過等）に応じた引当率を定める方法を用いることができる

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

10. 基準体系（1/2）

- 金融商品会計基準及び新たに開発する適用指針（新適用指針）の文案に関する審議を開始
- 分類及び測定に関する定めについては、予想信用損失モデルの適用範囲に関する審議後に開始することとしている
- 予想信用損失に関する基準体系のイメージ図

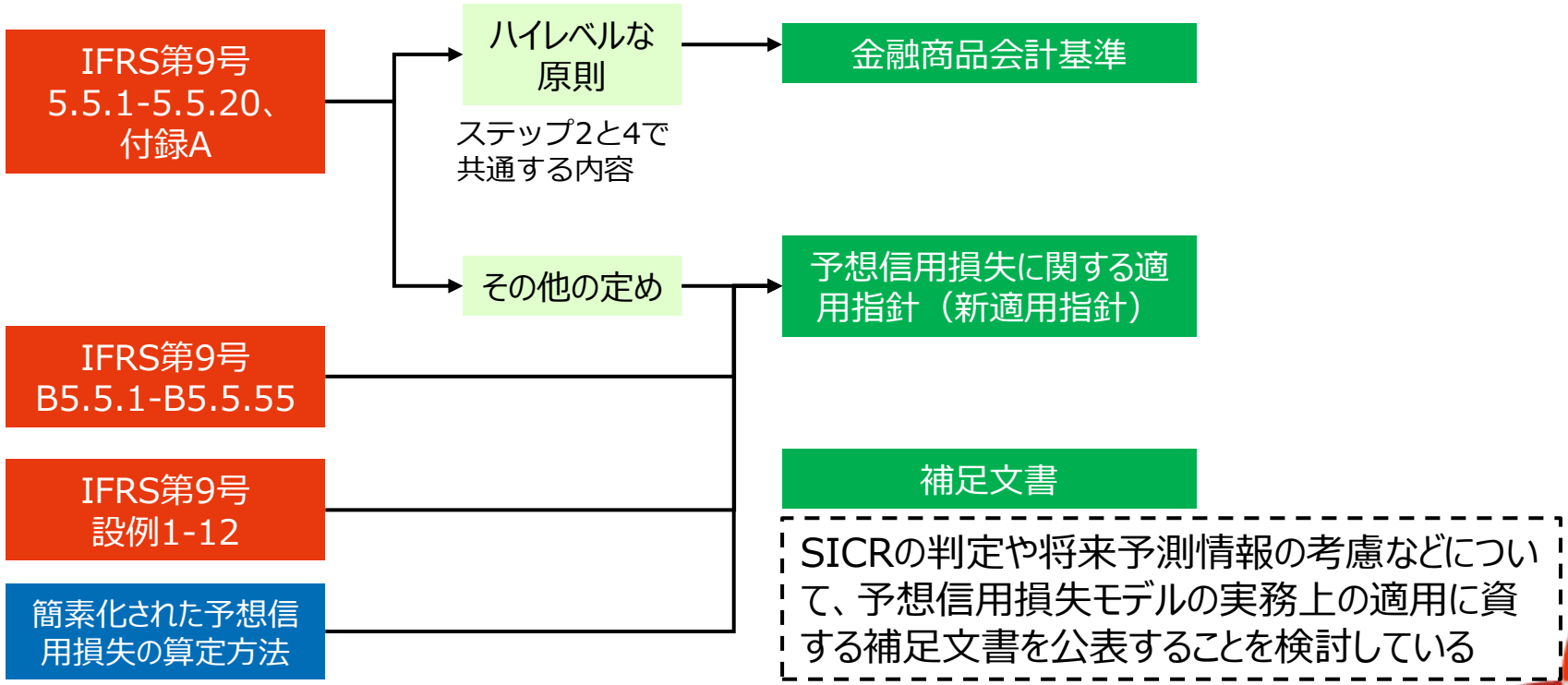

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

10. 基準体系（2/2）

- IFRS第7号の信用リスク管理に関する定めを新適用指針に取り入れる
- 開示に関する基準体系のイメージ図

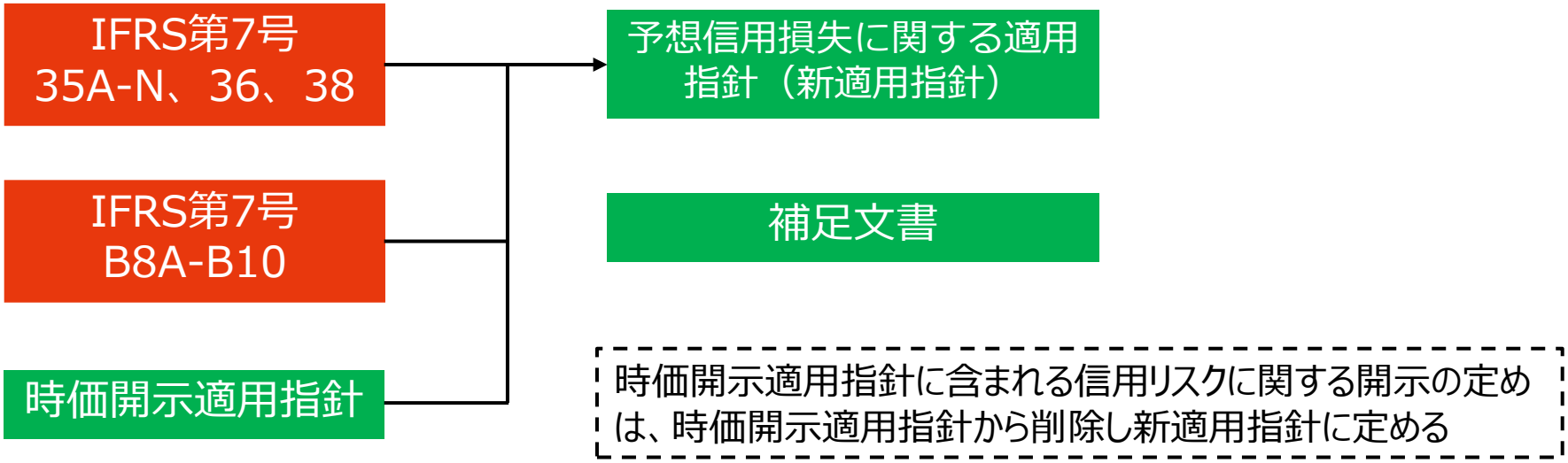

- 開示目的を定めるアプローチを採用

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱い

目次

1. 開発の経緯
2. 現行の組合等への出資の取扱いの概要
3. 会計処理
4. 適用範囲
5. 開示
6. 適用時期及び経過措置

【凡例】

公開草案：移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」

実務指針：移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

1. 開発の経緯

差替後

開発の経緯

- 近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、これらの非上場株式を時価評価することによって、財務諸表の透明性が向上し、投資家に対して有用な情報が開示及び提供されることになり、その結果、国内外の機関投資家からより多くの成長資金がベンチャーキャピタル（VC）ファンド等に供給されることが期待されるとして、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれた
- 第516回企業会計基準委員会（2023年12月13日）において、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱いの見直しを目的として会計基準の開発に着手することとなった
- 2024年9月20日に公開草案（コメント期限：2024年11月20日）を公表し、コメント締め切り後、寄せられたコメントへの対応を審議したうえで、第542回企業会計基準委員会（2025年3月4日開催）において、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」の公表が承認された

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. 現行の組合等への出資の取扱いの概要（1/2）

現行の組合等への出資の取扱い（実務指針第132項）

- 組合等※への出資については、原則として、組合等の財産の持分相当額を出資金として計上し、組合等の営業により獲得した純損益の持分相当額を当期の純損益として計上する
- 組合等の構成資産が金融資産に該当する場合には金融商品会計基準に従って評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。例えば、組合の保有するその他有価証券の評価差額金に対する持分相当額は、その他有価証券評価差額金に計上される

※：任意組合すなわち民法上の組合、匿名組合、パートナーシップ、及びリミテッド・パートナーシップ等

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

2. 現行の組合等への出資の取扱いの概要（2/2）

現行の組合等への出資の取扱いのイメージ

（純額法※1を前提、税効果は除く）

※1：貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法

（出資時）

組合等	
市場価格のない株式 500	出資金（総額） 1,000
上場株式等 500	

30%

出資者である企業A	
出資金等 300 （＝1,000×30%）	

70%

他の企業
出資金等　700

（出資者である企業Aの期末時における取扱い）

- 組合等が保有する市場価格のない株式：取得原価で評価した結果（500）を会計処理の基礎とする
- 組合等が保有する上場株式等：時価評価した結果（700）を会計処理の基礎とする

組合等	
市場価格のない株式 500	出資金（総額） 1,000
上場株式等 700（＋200）	その他有価証券評価差額金 200

30%

出資者である企業A	
出資金等 360 （＝300＋60※2）	その他有価証券評価差額金 60 （=200×30%）

※2：60=200（=700-500）×30%

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

3. 会計処理（1/2）

差替後

時価評価オプションの会計処理

市場価格のない株式の時価評価

- 組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができる
- 評価差額の持分相当額は純資産の部に計上する

時価評価オプションを適用する場合の減損処理

- 時価評価オプションの定めを適用する組合等の構成資産である市場価格のない株式については、時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

3. 会計処理（2/2）

時価評価オプションを適用した場合の組合等への出資の取扱いのイメージ（純額法を前提、税効果は除く）

（出資時）スライド24と同様

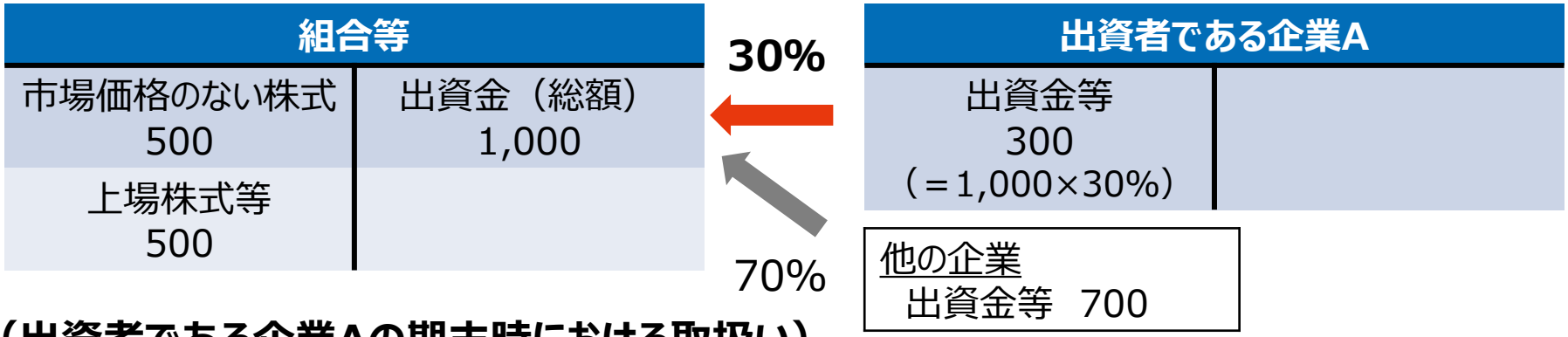

（出資者である企業Aの期末時における取扱い）

- 組合等が保有する市場価格のない株式：時価評価した結果（800）を会計処理の基礎とする
- 組合等が保有する上場株式等：時価評価した結果（700）を会計処理の基礎とする

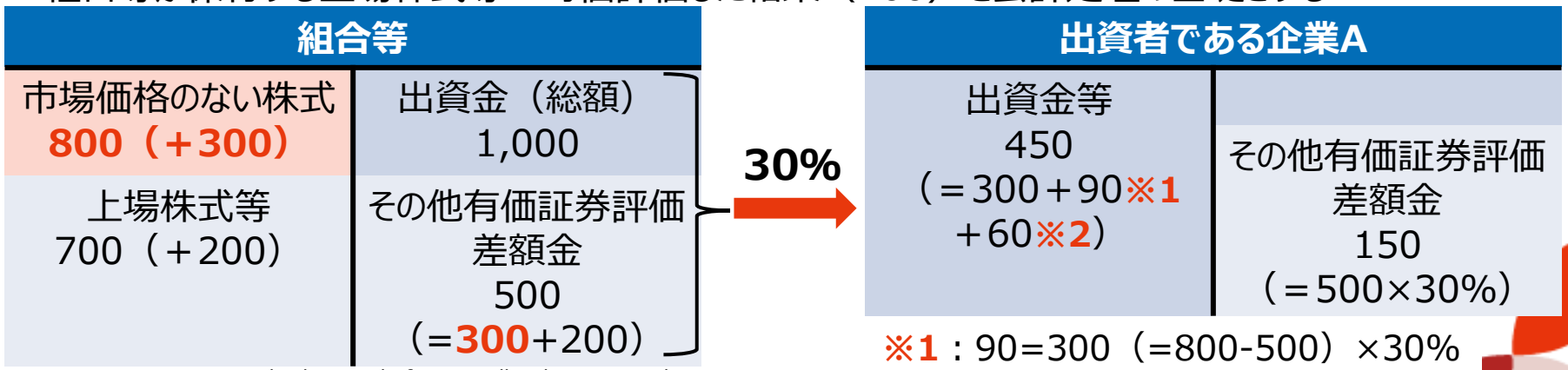

※1：90=300（=800-500）×30%
※2：60=200（=700-500）×30%

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

4. 適用範囲

適用要件

- 次の要件を満たす組合等への出資
  - 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
  - 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

時価評価オプションを適用する組合等の選択

- 組合等への出資者である企業が次のことを定める
  - 時価評価オプションを適用する組合等の選択に関する方針を定める
  - 当該方針に基づき、組合等への出資時に時価評価オプションの適用対象かどうか決定する
- 出資後に取りやめることはできない

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

5. 開示

注記事項

- 時価評価オプションを適用する組合等への出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項※で定める事項の注記に併せて、次の事項を注記する
  - 時価評価オプションを適用している旨
  - 時価評価オプションを適用する組合等の選択に関する方針
  - 時価評価オプションを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額
- 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない

※：貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価等の注記を行わない場合、その旨及び時価等の注記を行っていない組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記することとされている）

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.

6. 適用時期及び経過措置

差替後

適用時期

- 原則的な適用：2026年4月1日以後開始する連結会計年度・事業年度の期首から適用
- 早期適用：2025年4月1日以後開始する連結会計年度・事業年度の期首から適用可能

経過措置

- 適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて決定した時価評価オプションを適用する組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について、次の会計処理を行う
  - 時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。評価差額の持分相当額を適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する
  - 時価のある有価証券の減損処理に関する定めに従って減損処理を行い、組合等への出資者の会計処理の基礎とする。減損処理による損失の持分相当額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減する

© 2025 Accounting Standards Board of Japan All rights reserved.